

議会議案第 2 号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて

地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに宇治市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 25 日提出

提出者 宇治市議会議会運営委員会  
委員長 宮本 繁夫

宇治市議会議長 木本 裕章 様

## 宇治市条例第 号

### 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「および」を「及び」に改める。

第9条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第10条中「および」を「及び」に改める。

第12条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条中「および」を「及び」に改める。

第15条の見出しを「（委員長及び委員の除斥）」に改め、同条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第17条第2項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第19条第1項中「または」を「又は」に、「、または」を「、又は」に改め、同条第2項中「終る」を「終わる」に、「、または」を「、又は」に改め、同条第3項中「、または」を「、又は」に改める。

第20条第2項中「および」を「及び」に、「きこう」を「聴こう」に改める。

第21条中「および」を「及び」に改める。

第22条第1項中「知識経験を有する者等」を「学識経験者等」に、「、あらかじめ文書で」を「、前条の規定によりあらかじめ」に、「うち」を「中」に改める。

第27条第1項中「押印をしなければ」を「押印しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合

において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会議記録の記録方法の変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。